別紙様式第６の２を次のように改める。

別紙様式第６の２（第１条の２関係）

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経　済　産　業　省

役　務　取　引　許　可　証

許可番号
有効期限

条　件

経済産業大臣の記名押印　　資格
日付　　記名押印

１．申請者
　名称　　申請年月日
　住所　　役職
　担当者氏名　　氏名
　電話番号　　部署名
２．取引の概要
契約相手氏名
　住所
　契約期間　　始期　　終期
　提供時期
利用者氏名
　住所
　該当項番　　外為令※１別表項番
　　貨物等省令※２項番
　技術内容
　提供方法
　提供数量
有償無償の別　　（A支払、B支払の受領、C支払及びD支払の受領）の別
　支払等金額　　建値　　貨物代金への挿入の有無
　支払等時期
　支払人等氏名
　住所
取引の相手方
が技術情報を
受領する場所

備　考

※１　外国為替令　※２　輸出貿易管理令別表第１及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

附　則

（施行期日）

１　この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式３及び別紙様式３の２による申請書については、当分の間、この省令による改正前の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式３及び別紙様式３の２による申請書を取り繕い使用することができる。

○経済産業省令第三十八号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日　　経済産業大臣　武藤　容治

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ及び第四号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。

附　則

（施行期日）

この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

○経済産業省令第三十九号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を次のように改正する。

令和七年四月九日　　経済産業大臣　武藤　容治

外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十八年経済産業省令第百一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項第二号イに規定する外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借	外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第三項第二号イに規定する外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借